最近の諸外国の制度改正の分析について

1. WIPO における議論について

(1) 背景、経緯

2015年の第31回 SCCR において南米諸国よりデジタル環境に関連した著作権制度について、本委員会の新たな議題としたい旨の提案がなされた。本提案に対して特段の反対意見は出されていないが、一部の国からは、提案が多岐にわたっており焦点を絞る必要がある、契約自由の確保は重要であるといった意見が出されている。2018年の第36回 SCCR においてブラジルより、まずは音楽分野に絞って調査を行うべきとの提案がなされ、事務局が調査を行うこととなっている。

(2)提案内容

ア. 南米諸国からの提案について (SCCR/31/4)

南米諸国より、以下について SCCR において議論することが提案された。

- ①デジタルサービスにおいて著作物を保護するための法的枠組みについての分析及び 議論
- ②デジタル環境において著作物を利用する民間企業の役割や行動について、ビジネス の透明性や多数の著作権者及び著作隣接権者への対価支払いの割合に関する検証を 含めた分析及び議論

イ. デジタル音楽サービスに関する調査について (SCCR37/4)

デジタル音楽サービスに関する調査として、デジタル音楽市場及び主要なビジネスモデルの概要、権利関係、ライセンシングの運用、収益の分配等についての現状調査を行うこととしている。

(3) 今後の予定

WIPOにおける議題として、最終的にどのような成果を目標とするのかは未だ決められていないものの、まず現状把握を目的とした調査が行われている。第 39 回 SCCR において初回の調査結果報告として主要な音楽サービスの概要等が報告されたところであり、今後も引き続き調査が行われる予定。

2. 米国、EUにおける著作権法改正について

デジタル環境に対応する著作権法改正が欧米で行われており、その背景、内容、議論 過程等の情報の把握、分析を行うことは、我が国が WIPO 等における議論への対応を考慮 する上で有用と考えられる。

米国では昨年10月に音楽近代化法(MMA: Music Modernization Act)と呼ばれる著作権法改正が行われた。本改正はDMCA以来の大きな改正と言われており、主な内容として、デジタル音楽配信における録音権の包括的な強制許諾制度の導入などがある。

EU では、デジタル単一市場における著作権に関する EU 指令が採択された。主な内容として、報道出版物の発行者に対し記事がオンライン配信される場合の複製権及び利用

可能化権の付与、オンラインコンテンツ共有型サービス事業者に対する責任の強化などとなっている。

3. 国際小委員会における今後の議論予定について

米国及び EU における動向についてその背景、内容、議論過程等をとりあげる。その際、WIPO での議論など今後の国際的な対応に向け、議論の視点としては、例えば以下のようなものがありうる。

- OWIPO でのデジタル音楽に関する調査において調査すべき項目について
- ○デジタル環境に関連した著作権制度について、WIPO等の国際的な場において議論すべき課題について